
資料編

- 資料 - 1 柳川市環境基本計画策定経緯
- 資料 - 2 アンケート結果
- 資料 - 3 関係法令
- 資料 - 4 柳川市クリーン条例（抜粋）
- 資料 - 5 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）
- 資料 - 6 柳川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（概要）
- 資料 - 7 掘割を生かしたまちづくり行動計画（概要）
- 資料 - 8 用語の説明

資料 - 1 柳川市環境基本計画策定経緯

1. 柳川市環境審議会における策定経緯

年月日	内 容
平成20年8月28日	・環境基本計画策定にかかる諮問 ・環境基本計画について
平成21年9月3日	・環境基本計画について

柳川市環境審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
石橋 興一	柳川市クリーン連合会(理事)
梅崎 和弘	柳川市議会
江里 耕一 梅崎 誠治	山門保健福祉環境事務所(環境長兼環境課長)
大淵 信彰 村上 宏治	柳川警察署(生活安全課長)
委員長 小野村 猛	柳川市行政区長代表委員協議会(会長)
河野 光明	国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所(河川環境課長)
黒田 忠記	福岡県有明海海苔供販漁業協同組合連合会(代表理事会長)
小宮 カヲル	柳川農業協同組合(理事)
小路 智 城 重明	福岡県柳川土木事務所(所長)
副委員長 竹井 澄子 梅崎 暁子	柳川市地域婦人会連絡協議会(会長)
田中 満義 山田 魁夫	柳川市農業委員会(会長)
成清 和加野	柳川市商工会(女性部部長)
藤丸 伊津子	柳川市商工会(女性部副部長)
真崎 勝子	柳川商工会議所(女性会会長)
森田 房儀	柳川市議会
山口 祥子	柳川市観光協会(副会長)

上段：平成21年度 下段：平成20年度

2 . 柳川市環境基本計画策定委員会における策定経緯

年月日	内 容
平成21年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本計画について ・ 策定経緯について ・ アンケート調査結果について ・ 地球温暖化対策実行計画について

柳川市環境基本計画策定委員会組織

部 名	課 名
総務部	総務課
	財政課
	企画課
市民部	委員長 生活環境課
	廃棄物対策課
建設部	建設課
	まちづくり課
	観光課
	下水道課
産業経済部	農政課
	水産振興課
	副委員長 水路課
	商工振興課
教育部	学校教育課
	生涯学習課

3 . 柳川市環境基本計画策定主任者会における策定経緯

年月日	内 容
平成20年10月15日	・環境基本計画について ・アンケートの内容について
平成21年2月17日	・アンケート調査結果について ・地球温暖化対策実行計画（案）について
平成21年8月19日	・環境基本計画素案について
平成21年10月6日	・環境基本計画素案について

柳川市環境基本計画策定主任者会組織

部 名	課 名	係 名
総務部	総務課	市民協働推進係
	財政課	財政係
	企画課	企画係
		広報広聴係
市民部	生活環境課	環境係
	廃棄物対策課	管理係
建設部	建設課	維持係・新設改良係
	まちづくり課	まちづくり計画係・施設管理係
	観光課	観光企画係
	下水道課	維持管理係
産業経済部	農政課	農政係
	水産振興課	水産振興係
	水路課	水路管理係
	商工振興課	商工係
教育部	学校教育課	教務係
	生涯学習課	生涯学習係・文化係

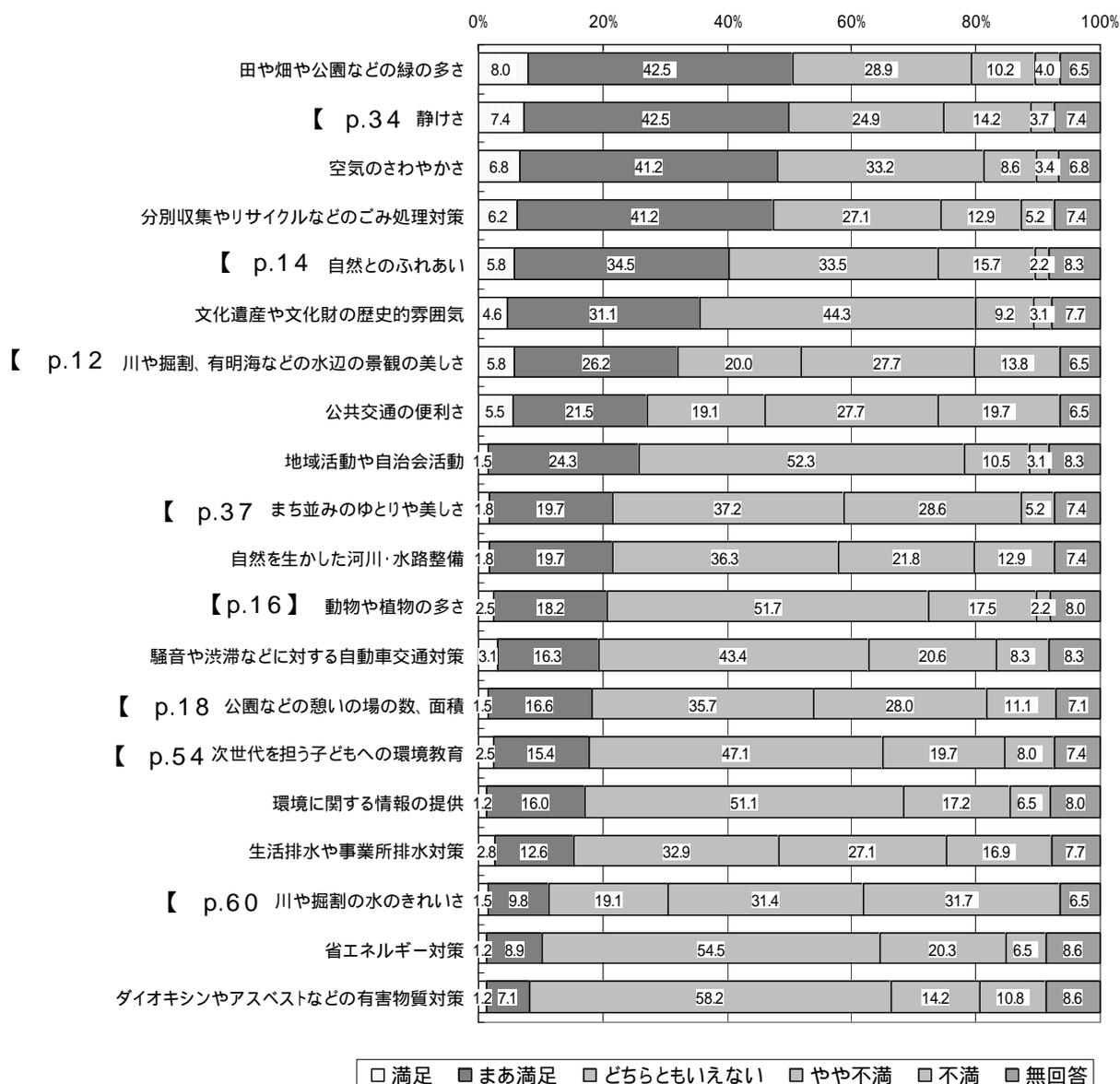
資料 - 2 アンケート結果

1. アンケート概要

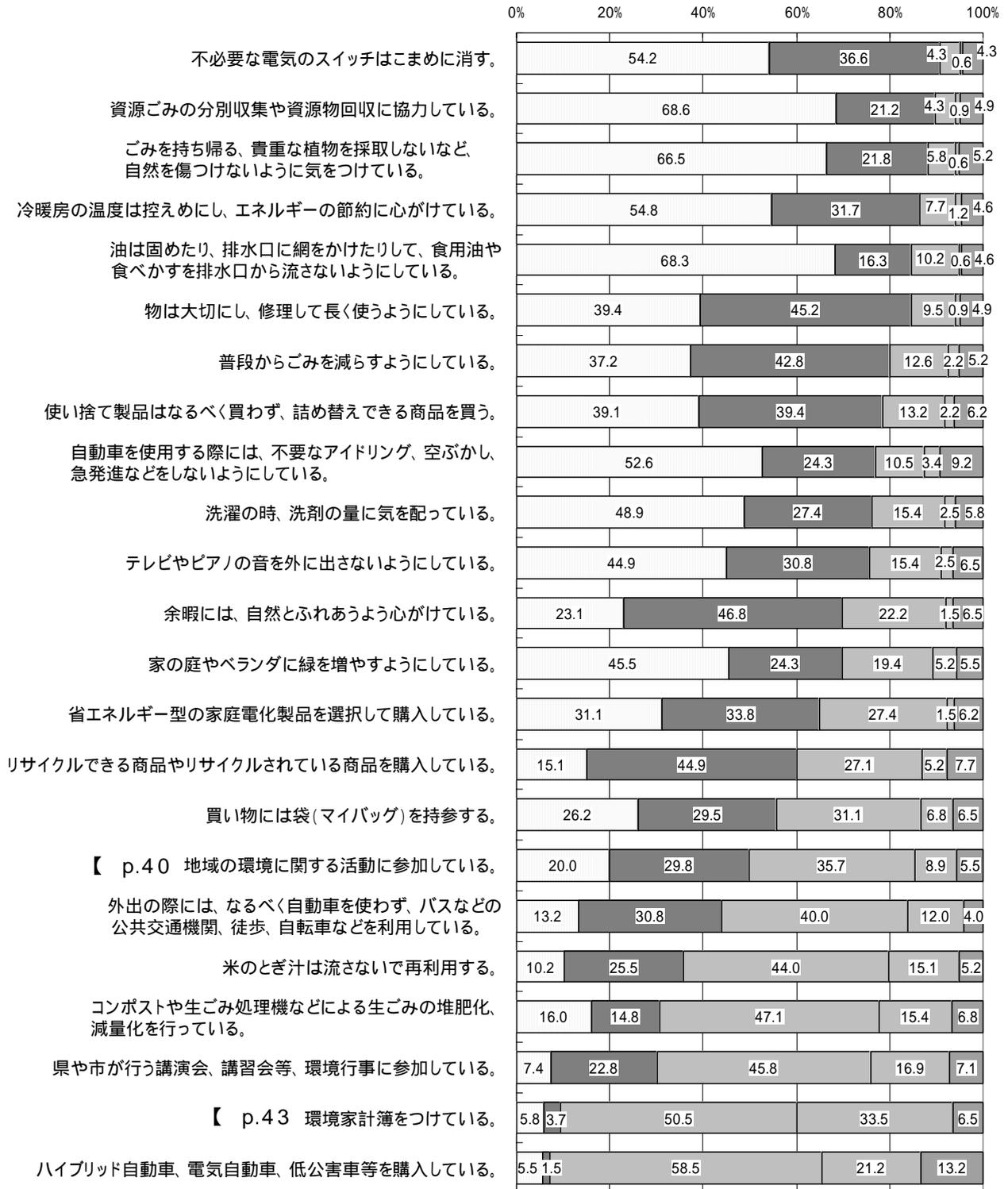
	市民アンケート	事業者アンケート	教員アンケート
調査対象	調査対象20歳以上の市民から無作為に1,000世帯抽出	大規模事業所を重点的に200事業所抽出	小学校4年生～中学校3年生までの全学級担任
実施期間	平成20年10月		
回収数	325世帯（回収率：32.5%）	77事業所（回収率：38.5%）	156人（回収率：100.0%）

2. 市民アンケート結果（一部抜粋）

地域環境に関する満足度について



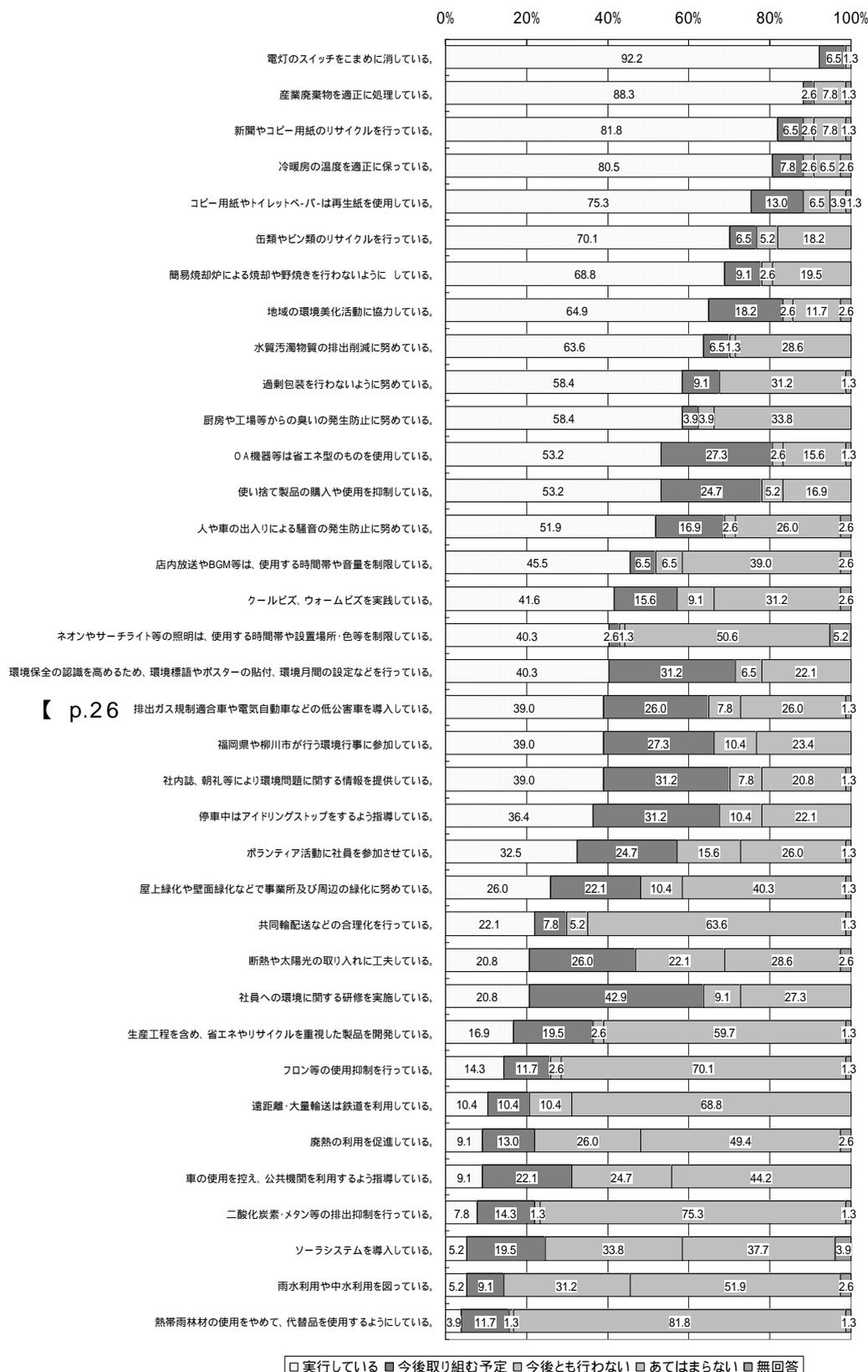
環境づくりへの協力（環境保全活動への参加）について



□いつも実行している ■時々実行している ▨実行していないが今後実行したい □今後も実行するつもりはない ■無回答

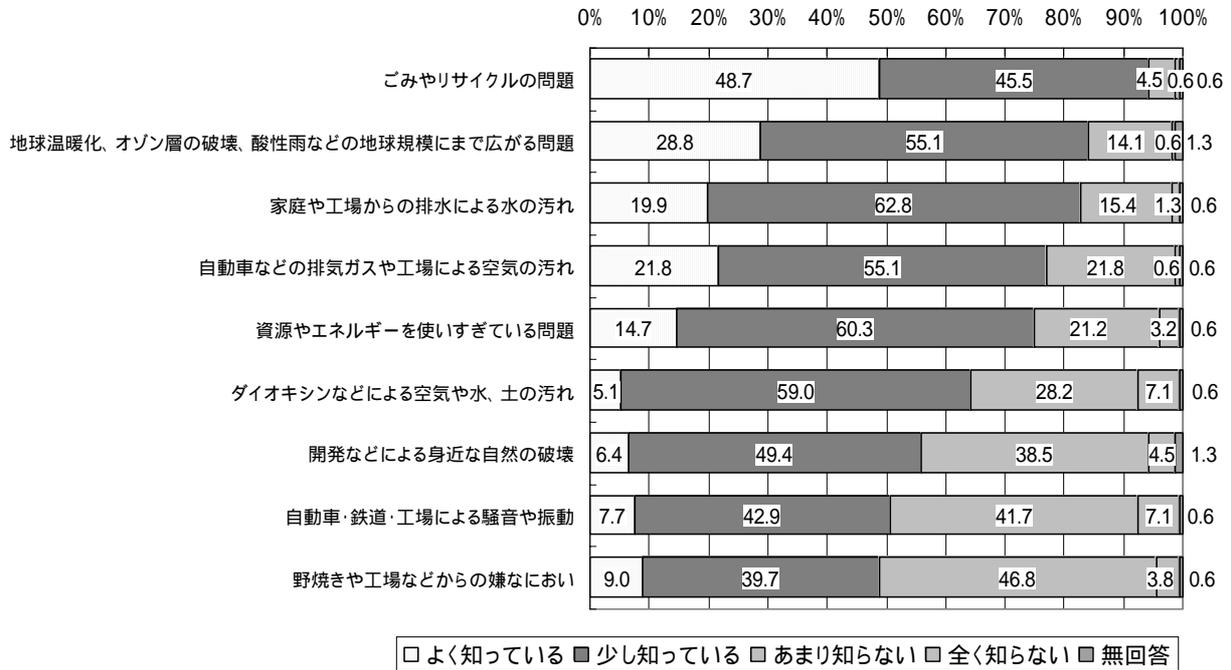
3. 事業者アンケート結果（一部抜粋）

現在行っている環境保全に関する行動について

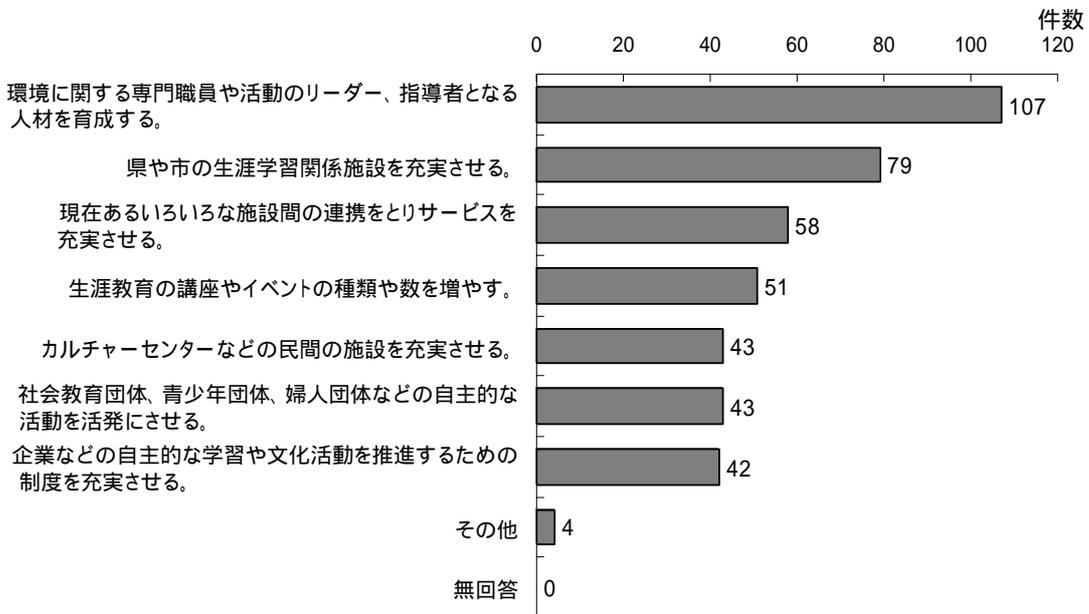


4. 教員アンケート結果（一部抜粋）

環境に対する子どもたちの知識度について



柳川市における環境教育・環境学習のあり方について



資料 - 3 関係法令

1 . 環境基本法（第一章第一条～第九条）

平成5年11月19日

条例第91号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第十六条第一項を除き、以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（環境の恵沢の享受と継承等）

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

（環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等）

第四条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が

構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調による地球環境保全の積極的推進）

第五条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

（国の責務）

第六条 国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（国民の責務）

第九条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

2. 大気関係

2-1. 大気汚染に係る環境基準

昭和48年環境庁告示第25号、昭和53年環境庁告示第38号

物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント(Ox)	二酸化窒素 (NO ₂)
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
評価方法	98%値評価	-			年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値で評価する。
	短期的評価	測定を行った日又は時間について、評価する。			-
	長期的評価	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(年間365日分の1日平均値がある場合、高い方から7日を除いた8日目の1日平均値)を除外して評価する。			-

備考：1. 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

2-2. ベンゼン等に係る環境基準

平成9年環境庁告示第4号

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

2-3. 微小粒子物質に係る環境基準

平成21年環境省告示第33号

物質	環境基準
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考：1. 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

3 . 水質関係

3 - 1 . 水質汚濁に係る環境基準 昭和46年環境庁告示第49号

人の健康の保護及び地下水に関する環境基準：公共用水域に適用

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg / 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg / 以下
六価クロム	0.05mg / 以下
砒素	0.01mg / 以下
総水銀	0.0005mg / 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg / 以下
四塩化炭素	0.002mg / 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg / 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg / 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / 以下
トリクロロエチレン	0.03mg / 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg / 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / 以下
チウラム	0.006mg / 以下
シマジン	0.003mg / 以下
チオベンカルブ	0.02mg / 以下
ベンゼン	0.01mg / 以下
セレン	0.01mg / 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / 以下
ふっ素	0.8mg / 以下
ほう素	1mg / 以下

- 備考：1 . 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 . 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 . 海域については、人の健康の保護に関する環境基準のうち、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

生活環境の保全に関する環境基準：公共用水域に適用
ア 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ 以下	25mg/ 以下	7.5mg/ 以上	50MPN /100m 以下
A	水道2級、 水産1級、 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ 以下	25mg/ 以下	7.5mg/ 以上	1,000MPN/ 100m 以下
B	水道3級、 水産2級及 びC以下の 欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/ 以下	25mg/ 以下	5mg/ 以上	5,000MPN/ 100m 以下
C	水産3級 工業用水1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ 以下	50mg/ 以下	5mg/ 以上	-
D	工業用水2 級、農業用 水及びEの 欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/ 以下	100mg/ 以下	2mg/ 以上	-
E	工業用水3 級、環境保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/ 以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ 以上	-

備考：1．基準値は、日間平均値とする。

2．農業用水利用については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ 以上とする
(湖沼もこれに準ずる。)

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ 以下	1mg/ 以下	7.5mg/ 以上	50MPN /100m 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ 以下	5mg/ 以下	7.5mg/ 以上	1,000MPN /100m 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ 以下	15mg/ 以下	5mg/ 以上	-
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/ 以上	-

備考：1．基準値は、日間平均値とする。

2．水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ 以下	0.005mg/ 以下
	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種、水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ 以下	0.01mg/ 以下
	水道3級（特殊なもの）及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ 以下	0.03mg/ 以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/ 以下	0.05mg/ 以下
	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/ 以下	1mg/ 以下

備考：1．基準値は年間平均値とする。

2．水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3．農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

1．自然環境保全	：自然探勝等の環境保全
2．水道1級	：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級	：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級	：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3．水産1級	：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級	：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級	：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
4．工業用水1級	：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級	：薬品注入等による高度浄水操作を行うもの
工業用水3級	：特殊の浄水操作を行うもの
5．環境保全	：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

ウ 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n - ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、 水浴、自然環 境保全及びB 以下の欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ 以下	7.5mg/ 以上	1,000MPN/ 100m 以下	検出されない こと。
B	水産2級、工 業用水及びC の欄に掲げる もの	7.8以上 8.3以下	3mg/ 以下	5mg/ 以上	-	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ 以下	2mg/ 以上	-	-

備考：水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100m・以下とする。

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ 以下	0.02mg/ 以下
	水産1種、水浴及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ 以下	0.03mg/ 以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ 以下	0.05mg/ 以下
	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/ 以下	0.09mg/ 以下

備考：1．基準値は、年間平均値とする。

2．水域類型の指定は海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1．自然環境保全 | ：自然探勝等の環境保全 |
| 2．水産1級 | ：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 |
| 水産2級 | ：ボラ、ノリ等の水産生物用 |
| 3．水産1種 | ：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される |
| 水産2種 | ：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される |
| 水産3種 | ：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される |
| 4．環境保全 | ：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度 |

工 水生生物の保全に係る環境基準

区分	項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
			全 亜 鉛
河川・湖沼	生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ 以下
	生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ 以下
	生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ 以下
海域	生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

3 - 2 . 柳川市域公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

水域の範囲		水域類型	環境基準点	備考
沖端川	磯鳥堰上流	A	磯鳥堰	平成18年3月まではB類型
	磯鳥堰下流	C	三明橋	
塩塚川		B	晴天大橋	

出典：「平成20年版 環境白書」（福岡県）

3 - 3 . 水質汚濁防止法に基づく排水基準 昭和46年総理府令第35号

人の健康の保護に関する項目（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg /
シアン化合物	1 mg /
有機燐化合物	1 mg /
鉛及びその化合物	0.1 mg /
六価クロム化合物	0.5 mg /
砒素及びその化合物	0.1 mg /
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg /
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg /
トリクロロエチレン	0.3 mg /
テトラクロロエチレン	0.1 mg /
ジクロロメタン	0.2 mg /
四塩化炭素	0.02 mg /
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg /
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg /
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg /
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg /
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg /
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg /
チウラム	0.06 mg /
シマジン	0.03 mg /
チオベンカルブ	0.2 mg /
ベンゼン	0.1 mg /
セレン及びその化合物	0.1 mg /
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg / 海 域 230 mg /
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg / 海 域 15 mg /
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg /

備考：1. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

生活環境の保全に関する項目

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域外 5.8 ~ 8.6 海 域 5.0 ~ 9.0
生物化学的酸素要求量 (B O D)	160 mg / (日間平均 120 mg /)
化学的酸素要求量 (C O D)	160 mg / (日間平均 120 mg /)
浮遊物質 (S S)	200 mg / (日間平均 150 mg /)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg /
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg /
フェノール類含有量	5 mg /
銅含有量	3 mg /
亜鉛含有量	5 mg /
溶解性鉄含有量	10 mg /
溶解性マンガン含有量	10 mg /
クロム含有量	2 mg /
大腸菌群数	日間平均 3,000 個 / cm ³
窒素含有量	120 mg / (日間平均 60 mg /)
燐含有量	16 mg / (日間平均 8 mg /)

備考： 1 . 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 . この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に
係る排水について適用する。

4 . ダイオキシン類関係

4 - 1 . 耐容一日摂取量

(T D I : ヒトが一生にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される体重 1 kg 当たりの 1 日当たりのダイオキシン類摂取量)
ダイオキシン類の当面の耐容一日摂取量 (T D I) を 4 pg-TEQ/kg 体重/日とする。
なお、いくつかの動物実験結果によって、今後とも調査研究が必要とされている。

4 - 2 . 環境基準 平成11年環境庁告示第68号

(環境中のダイオキシン類濃度の基準)

大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 (年平均値)
水質	1 pg-TEQ/ 以下 (年平均値)
底質	150 pg-TEQ/ g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/ g 以下

5 . 騒音・振動関係

5 - 1 . 騒音に係る環境基準 平成10年環境庁告示第64号

道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下）によることができる。

- 1 . A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。
- 2 . Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域)
- 3 . Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
(第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域)
- 4 . Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

5 - 2 . 騒音規制法に基づく規制基準

特定工場等 昭和 61 年福岡県告示第 1713 号

時間区分	基準値			
	区域の区分			
	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	50 デシベル 以下	60 デシベル 以下	65 デシベル 以下	70 デシベル 以下
朝夕 (午前 6 時から午前 8 時まで) (午後 7 時から午後 11 時まで)	45 デシベル 以下	50 デシベル 以下	65 デシベル 以下	70 デシベル 以下
夜間 (午後 11 時から午前 6 時まで)	45 デシベル 以下	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	65 デシベル 以下

1. 第 1 種区域は、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
2. 第 2 種区域は、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
3. 第 3 種区域は、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
4. 第 4 種区域は、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

自動車騒音 平成 12 年総理府令第 15 号

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

1. a を当てはめる区域は、専ら住居の用に供される区域とする。
2. b を当てはめる区域は、主として住居の用に供される区域とする。
3. c を当てはめる区域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域とする。

特定建設作業 昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号

騒音レベル	85 デシベル以下（敷地の境界線）
作業禁止の時間帯	第 1 号区域：午後 7 時～午前 7 時 第 2 区域：午後 10 時～午前 6 時
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域：10 時間以内 第 2 号区域：14 時間以内
作業許容日数	連続 6 日間以内
作業禁止日	日曜日 その他の休日

1. 第 1 号区域は、騒音指定区域のうち、第 1 種、第 2 種、第 3 種区域の全域
第 4 区域のうち学校等の周囲 80m 以内の区域
2. 第 2 号区域は、騒音の指定区域のうち、1 号区域以外の区域

5 - 3 . 振動規制法に基づく規制基準**特定工場等** 昭和 61 年福岡県告示第 1717 号

時間区分	基準値	
	区域の区分	
	第 1 種区域	第 2 種区域
昼間 （午前 8 時から午後 7 時まで）	60 デシベル以下	65 デシベル以下
夜間 （午後 7 時から午前 8 時まで）	55 デシベル以下	60 デシベル以下

1. 第 1 種区域は、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
2. 第 2 種区域は、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

道路交通振動 昭和 51 年総理府令第 58 号

区域の区分	基準値	
	昼間 （午前 8 時～午後 7 時）	夜間 （午後 7 時～午前 8 時）
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

第 1 種区域・第 2 種区域：特定工場等の振動の規制基準の区分による

特定建設作業 昭和 51 年総理府令第 58 号

振動レベル	75 デシベル以下（敷地の境界線）
作業禁止の時間帯	第 1 号区域：午後 7 時～午前 7 時 第 2 号区域：午後 10 時～午前 6 時
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域：10 時間以内 第 2 号区域：14 時間以内
作業許容日数	連続 6 日間以内
作業禁止日	日曜日 その他の休日

1. 第 1 号区域：特定工場等の振動の規制基準に係る指定地域全域
2. 第 2 号区域：柳川市内に該当区域はなし

資料 - 4 柳川市クリーン条例

柳川市クリーン条例（抜粋）

平成 17 年 3 月 21 日
条例第 121 号

(目的)

第 1 条 この条例は、柳川市の快適な生活環境の確保に資するため必要な事項を定め、市、市民、事業者及び土地の占有者等が連携して空き缶、吸い殻等の散乱を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶、吸い殻等 飲料を収納していた缶、瓶その他の容器並びにたばこの吸い殻及びチューインガムのかみかす等をいう。
- (2) 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者をいう。
- (3) 事業者 容器に収納した飲料を販売する者又はたばこ若しくはチューインガムを販売する者をいう。
- (4) 占有者等 土地を占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、空き缶、吸い殻等の散乱を防止するため必要な施策(以下「施策」という。)を講ずるとともに、各種団体等との協力体制の確立並びに市民等、事業者及び占有者等への啓発及び指導に努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、空き缶、吸い殻等を投げ棄てるなど地域の生活環境の快適性を阻害する行為をしないよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、消費者に対し、空き缶、吸い殻等の散乱防止の啓発に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者のうち、容器に収納した飲料を販売する者は、自らその販売する場所に空容器の回収容器を設置し、これを適正に管理するとともに、販売する場所の清掃に努めなければならない。

(不法投棄の禁止)

第 7 条 何人も、他人が占有し、又は管理する土地及び道路、河川、水路、公園その他の公共の場所に空き缶、吸い殻等をみだりに投棄してはならない。

資料 - 5 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

平成 17 年 3 月 21 日

条例第 115 号

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 特別管理一般廃棄物 法第 2 条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物をいう。
- (4) 産業廃棄物 法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (5) ごみ 一般廃棄物のうち、し尿(浄化槽内の汚泥等を含む。以下同じ。)及び汚泥を除いたものをいう。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物を自ら処分すること等により、廃棄物の適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 処理区域の事業者は、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら適正に処理し、事業活動に伴って生じた廃棄物についても自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物処理施設を損なうおそれのある製品、容器等について過剰な包装の回避等の措置を講じ、自ら下取りによる回収、容器等の再利用による販売等により、廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、廃棄物の適正処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第 7 条 市は、分別収集その他の施策を通じ、一般廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

資料 - 6 柳川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（概要）

柳川市の行政圏内で発生する一般廃棄物の「ごみ」について、迅速な収集及び資源化、減量化、並びに減容化を図るために、「循環型社会の具現化」を目標として、「柳川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

この基本計画は、一般廃棄物処理事業の最上位計画であり、平成 18 年度を基準年度とし、その 15 年後の平成 33 年度を目標年度としています。また、平成 23 年度、平成 28 年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行います。

ごみ処理の基本方針

- 基本方針 1：ごみの減量化の推進としくみづくり
- 基本方針 2：分別収集の徹底と資源化の推進
- 基本方針 3：ごみ処理体制の充実・整備
- 基本方針 4：情報の発信と意識啓発活動の推進

目標

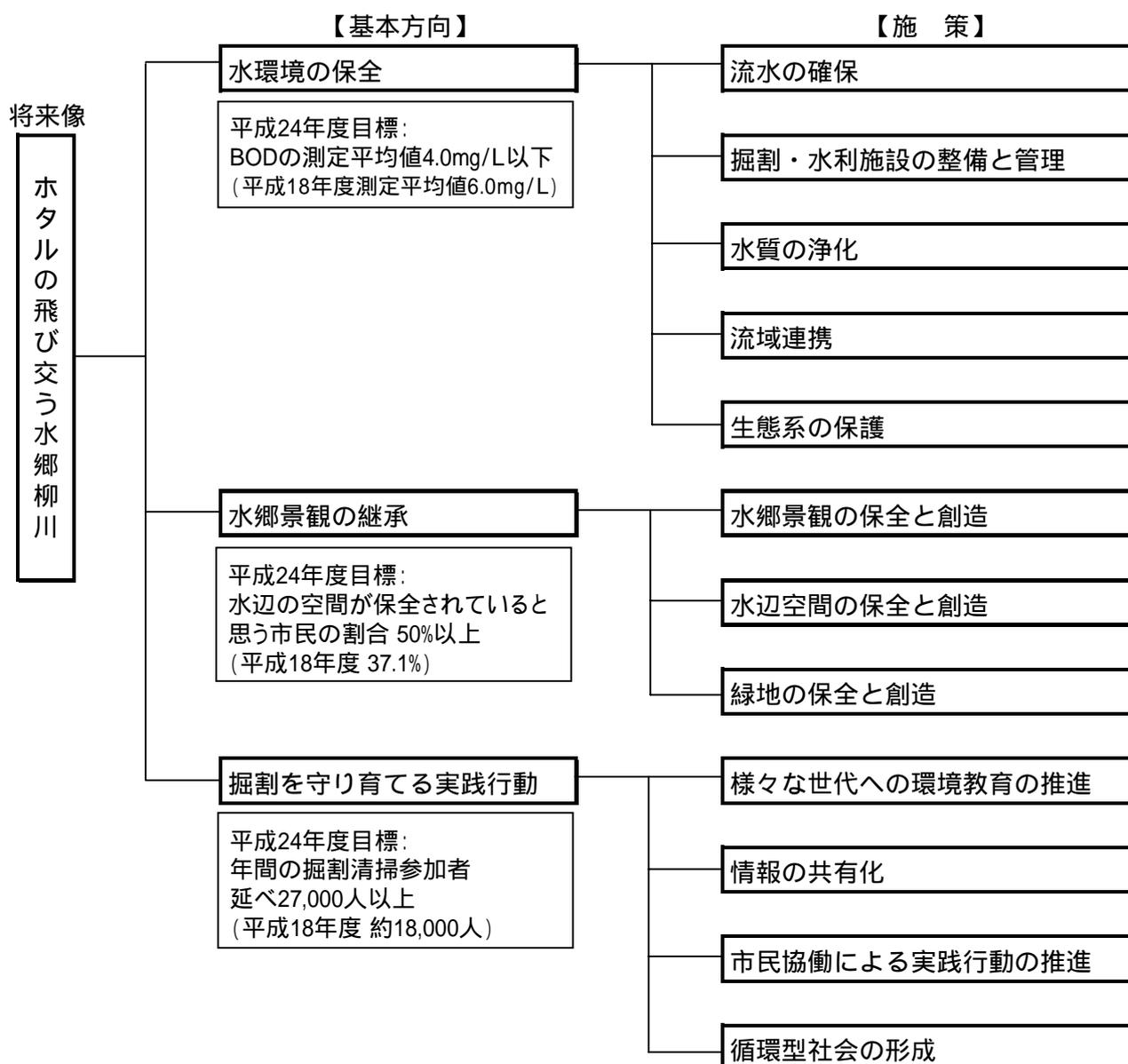
ごみ排出量の削減目標	→	平成23年度のごみ排出量を 平成17年度に比べ 5% 削減
リサイクルの目標	→	平成23年度の再生利用率を 25% に向上
最終処分量の削減目標	→	平成23年度の最終処分率を 10% まで削減
ごみ容積の削減目標	→	平成23年度までにごみ容積を 30% 減容
有害物排出量の削減目標	→	平成23年度まで有害物排出量を 20% 削減

資料 - 7 掘割を生かしたまちづくり行動計画（概要）

貴重な掘割の水環境を保全し、次世代に引き継ぐため、平成 19 年 4 月に「柳川市掘割を守り育てる条例」（愛称「水の憲法」）が施行されました。そして、この条例を総合的かつ体系的に推進し、市・市民・事業者が一体となって具体的な行動に移すために「掘割を生かしたまちづくり行動計画」を策定しました。

この行動計画は、第 1 次柳川市総合計画の重点プロジェクト「自然との共生プロジェクト」に即した行動計画として位置づけられており、実施期間は平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 か年です。

施策の体系



資料 - 8 用語の説明

《あ行》

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を体験することにより、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に関心を持つ観光のあり方です。エコツーリズムの実現には、旅行者や観光事業者だけではなく、地元住民や地域の様々な産業を含めた事業者の協力による取り組みが必要です。

ブルーツーリズム

エコツーリズムのうち、漁業体験や漁村の生活体験、海の自然観察など海を対象としたものをいいます。

グリーンツーリズム

エコツーリズムのうち、農業体験や農山村の生活体験、農山村の自然観察など緑を対象としたものをいいます。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術のことをいいます。主な内容は、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられます。

エコマーク

環境への負荷の低減等を通じて環境保全に役立つと認められる商品につけられたマークをいいます。

汚水処理人口普及率

市の行政人口（住民基本台帳人口）に対する下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の割合を示します。

《か行》

カーシェアリング

複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用することをいいます。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促進します。自動車への過度の依存が生んだ環境負荷の軽減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決、公共交通の活性化などが期待されます。

外来生物

ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生息することとなる生物をいいます。このような外来生物の中には、生態系を破壊してしまうものや、農林水産業、人の生命・身体への著しい影響などを生じさせるものがあります。これらは、自然状態では生じ得なかった影響をもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来生物といわれています。

環境影響評価（環境アセスメント）

環境を保全するために、開発に先立ち開発行為によって空気、水、生物などの環境に及ぼす影響の程度と範囲を把握するとともに、代替案の比較検討を含め、その防止対策などについて事前に予測評価を行う制度のことです。

環境カウンセラー

環境カウンセラーとは、市民活動や事業者の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境保全活動に関する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された方々です。環境省のホームページに掲載されており、いつでも相談することができます。

環境家計簿

家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿のことです。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としています。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として環境基本法により定められている環境上の条件のことで、大気、水質、騒音などについて、特定の項目や区分ごとに数値で定められています。この環境基準は、公害対策や環境行政を総合的に推進するための政策上の達成目標です。

環境基本法

平成 5 年制定。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の 3 つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしています。

環境基本法第 36 条（条文一部抜粋）

地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくシステムのことをいいます。環境マネジメントシステムの国際規格として ISO 14001（ISO:国際標準化機構）がありますが、国内では環境省が中小事業者等でも自主的積極的に環境配慮に対する取り組みが展開できる EA21（エコアクション 21）を策定し、現在その普及が進められています。なお、EA21（エコアクション 21）とは、中小企業、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度です。

資料編

帰化植物

本来我が国には生育していなかった植物で、人によって持ち込まれ、野生の状態で生育するようになったものをいいます。

クリーンエネルギー（再生可能エネルギー）

有限の石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称をいいます。具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指します。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

グリーンマーク

古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として財団法人古紙再生促進センターが 1981 年に制定したマークです。

コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るシステムをいいます。火力発電など、従来の発電システムにおけるエネルギー利用効率は 40%程度で、残りは排熱として失われていましたが、コージェネレーションシステムでは理論上、最大 80%の高効率利用が可能となります。

光化学オキシダント

工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）等が太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾン等の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質をいいます。強い酸化力を持ち、高濃度では眼・のどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物等にも影響を与えます。

こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、こどもが誰でも参加できる環境活動クラブで、2人以上の仲間と活動を支える1人以上の大人（サポーター）で構成され、環境省では、平成7年度からこどもエコクラブ事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。

コンポスト

家庭から排出される生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機性廃棄物を、微生物の働きによって発酵分解させ堆肥にしたものをいいます。日本ではおもに都市の生ごみから作られる有機肥料をさしています。

《さ行》

省エネナビ

現在の電気の消費量を金額で知らせると共に、利用者自身が決めた省エネ目標を超えるとお知らせし、利用者自身がどのように省エネをするのか判断させる機器です。

新エネルギー

「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」(新エネルギー法)において「新エネルギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるもののことを指します。現在指定されている新エネルギーは、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべて再生可能エネルギーです。

《た行》

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と定義しています。生殖、能、免疫系等に対する影響が懸念されており、研究が進められています。

多自然型護岸(多自然型河川)

河川(護岸)が本来有している多様な動植物の生息・生育環境や景観などの自然環境を保全あるいは創出し、可能な限り自然環境に近い川(護岸)づくりを行うことをいいます。

低公害車

大気汚染物質の排出量や騒音発生が少ない、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称です。電気、太陽光、エタノール等を動力源とする車が開発されています。

低騒音舗装(排水性舗装)

空隙率の高い多孔質な排水性混合物を、表層または表層・基層に用いた舗装です。

排水性混合物層の下に不透水性の層を設けることにより、浸透した水が不透水性の層の上を流れて排水処理されます。空隙により走行音が分散されるため、自動車騒音の低減などの効果があります。

《な行》

ノーマイカーデイ(ノーカーデイ)

特定の日にかや曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーンないしはキャッチフレーズのことをいいます。自動車交通量の総量を規制する方策のひとつとして、渋滞の緩和や大気汚染など、自動車による弊害の抑制を期待して実施されています。

資料編

《は行》

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥等があります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電したり、アルコール発酵、メタン発酵等による燃料化等のエネルギー利用等もあります。

パークアンドライド

自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや汽車等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステムです。渋滞の緩和だけではなく、排気ガスによる大気汚染の軽減、二酸化炭素排出量の削減といった効果も期待されています。

光害

過剰または不要な光による公害のことをいいます。夜空が明るくなり、天体観測に障害を及ぼしたり、生態系を混乱させたり、あるいはエネルギーの浪費の一因になるというように、様々な影響があります。

掘割

「柳川市掘割を守り育てる条例」及び「掘割を生かしたまちづくり行動計画」でいう「掘割」は、柳川市内を流れる全ての水路（クレーク）をいいます。市内の水路は、農村部の農業用水路としての役割を持つものと市街地の城堀に大別されますが、その両方を含め、人工的に掘ったものをいいます。本計画でも、これと同じ意味として扱います。

《ま行》

緑の基本計画

都市緑地保全法第2条の2に規定されている「市町村（特別区を含む。以下同じ）の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容として策定する緑と広場の総合計画です。

メタン

天然ガスの主成分で燃料として用いられる他、水素、メタノール、アンモニア等の製造原料として利用されています。また、近年では地球温暖化をまねく温室効果ガスのひとつとして注目されています。

《ら行》

（化学物質に関する）リスクコミュニケーション

環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、産業、行政等のすべてのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることをいいます。

《A～Z》

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量をいいます。値が大きいほど水質の汚れが大きいことを示します。環境基準では、河川の汚濁指標として採用されています。

CI（シティアイデンティティ）

City Identity の略です。シティは都市、まちの意味であり、アイデンティティは独自性などと訳され、シティアイデンティティは、「ある都市がほかの都市とは異なる独自性」「(その)都市らしさ」という意味になります。

EA21（エコアクション 21）

中小企業、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度です。

EM（有用微生物群）

琉球大学農学部教授比嘉照夫が、農業分野での土壌改良用として開発した微生物資材の名称です。乳酸菌、酵母、光合成細菌を主体とする有用な微生物の共生体で、農業、畜産、水産、環境浄化、土木建築など様々な分野に利用されています。

《数字》

3R

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）のことをいい、この3つの頭文字をとって3Rと呼ばれています。現在では、3Rからさらに進んで5Rに向けた取り組みがあり、Refuse（不要なものは買わない・もらわない）、Repair（修理しながら長く使う）の2つが上記の3Rに加わります。